＜不在者財産管理人選任＞

1　概要

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

このようにして選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

2　申立人（申立てができる人）

・利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者など）
・検察官

3　申立先

・不在者の従来の住所地の家庭裁判所に申し立てることになります。
・不在者の従来の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

（不在者の従来の住所地）	（申立先）
東京２３区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

不在者の従来の住所地が東京都以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4　申立てに必要な費用等

・収入印紙・・800 円
・連絡用の郵便切手・・100 円×5 枚、84 円×15 枚、10 円×20 枚、2 円×10 枚、
1 円×20 枚　（合計 2000 円分）

（その他、予納金が必要になる場合があります。具体的な金額は、申立てをしていただいた後に担当者からお知らせさせていただきますが、不在者の流動資産（預貯金・現金）が十分にない場合には、原則として３０万円から５０万円です。）

（令５．10　東京家）

５　申立てに必要な書類

・申立書１通・・【申立書】・【申立書記載例】を参照

・不在者の戸籍謄本〈全部事項証明書〉

・不在者の戸籍附票

・財産管理人候補者の住民票（本籍記載のあるもの）又は戸籍附票

・不在の事実を証する資料（例えば、警察署長の発行する家出人届出受理証明書、不在者あての手紙などで「あて所に尋ね当たらず」などの理由が付されて返送されたもの等）

・財産目録

・財産目録に記載した不在者の財産に関する資料（不動産登記事項証明書、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類〈通帳写し、残高証明書等〉）

・申立人の利害関係を証する資料（賃貸借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等契約関係を示す書類等、申立人と不在者が親族関係にある場合は戸籍謄本〈全部事項証明書〉）

〈場合により必要な書類〉

・申立人が法人の場合、資格証明書

※ 同じ書類は１通で足ります。

※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 戸籍謄本〈全部事項証明書〉及び戸籍の附票は、本籍地を管轄する市区町村役場で３か月以内に 発行されたものを提出してください。

※ 審理に必要な場合は、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注　申立書の記載や資料の提出方法については、別紙「申立てや答弁書の住所の記載について」及び「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

注　家事事件手続（審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「**生活の本拠**」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます**（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の２つの手続の利用を御検討ください。

非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料　収入印紙５００円

郵便切手(審判・調停と同時申立て)　500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×1枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。

どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

２つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶんですね。

調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

●書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。

●相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、**その部分が見えないようにしてから提出してください。**

●相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください。

●調停手続では、裁判所用のコピー１通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数＋１通のコピーを提出してください。）。

●審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数＋１通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！

書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

●申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。

●手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。

●調停手続では、裁判官が、円滑な話合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。

●審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

（主張書面及び証拠資料の提出について）

1　主張書面（あなたの言い分や反論等を記載する書面）について

裁判官から「○○について記載してください」という指示があった場合は、そのことを中心にＡ４サイズの用紙（たて向き）に記載してください。

主張書面には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることは書かないでください。

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます（代替氏名の場合は押印不要）。

（記載例）

とじしろ（３cm）

令和○年（家　）第○○○○号　　次回期日　○月○日
申立人　○○○○
相手方　○○○○

主　張　書　面

令和○年○月○日
申立人　○　○　○　○　㊞

○○に関する主張は、・・・・・・・・・・・・

2　資料（あなたの言い分を裏付ける書類）の提出について

・Ａ４サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください（上記１と同様に、用紙の左側に３ｃｍ程度のとじしろ（余白）を空けてください。）。
・資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
・相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング（黒塗り）をしてください。
　※　原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。
　　コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。
・個人番号（マイナンバー）も、マスキング（黒塗り）をしてください（家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。）。
・　後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

※ マスキングのやり方（例）－ 相手に自分の住所を秘匿している場合

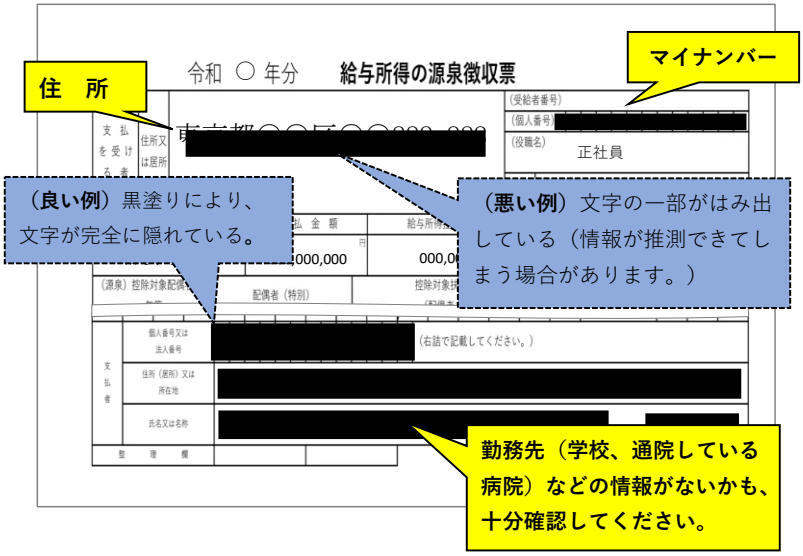

※以下のような書類については、特に注意してください。

◎収入関係書類（住所・勤務先・マイナンバー等）
・源泉徴収票・給与明細書
・確定申告書（写し）
・（非）課税証明書　など
◎診断書（通院先の病院）
◎通知表（通学する学校）
◎手紙、スマホの画面（住所、駅名や施設名など）